



小牧市告示第 35 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画として、小牧市の令和 8 年度における一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

小牧市長 天 野 正 基

令和 8 年度小牧市一般廃棄物処理実施計画

- 1 区域 市全域
- 2 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 対象とする廃棄物 次に掲げる市内で発生する一般廃棄物
  - (1) 家庭系ごみ・資源（市の実施機関による行政活動に伴って生じたものを含む。）
  - (2) 事業系ごみ
  - (3) し尿・し尿浄化槽汚泥

#### 4 分別区分及び排出方法

##### (1) 家庭系ごみ・資源

##### ア 行政回収

区分		排出方法	排出頻度	
燃やすしかなないごみ		①燃やすしかなないごみ用・破砕ごみ用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（有料）	①週2回 ②随時	
破砕ごみ			①月2回 ②随時	
粗大ごみ <sup>(※1)</sup>		①有料戸別収集（1点につき1,050円） ②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（有料）	随時	
資源	プラスチック類	①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①週1回 ②随時	
	空きびん		①月2回 <sup>(※3)</sup> ②随時	
	空き缶			
	ペットボトル			
	金属類			
	発火性危険ごみ <sup>(※2)</sup>		①透明袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①月2回 <sup>(※3)</sup> ②随時
	古紙	新聞	①品目ごとにまとめ十文字に縛りごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①週1回 ②随時
		雑誌		
		段ボール		
		飲料用紙パック		
		雑がみ	①資源用指定袋または紙袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①週1回 ②随時
	古布類		①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①月2回 ②随時
	蛍光管類		①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む ③蛍光管回収協力店へ持ち込む	①月1回 ②③随時
	廃食用油		各資源回収ステーションまたは指定拠点回収場所へ持ち込む	随時
家庭系パソコン 携帯電話		①各資源回収ステーションへ持ち込む ②認定事業者による宅配回収	随時	
剪定枝類		①枝はひもで縛り、落ち葉等は任意の透明袋に入れごみ集積場へ排出する ②第2資源回収ステーションへ持ち込む ③第3資源回収ステーションへ持ち込む	①週2回 ②土・日 ③随時	
羽毛ふとん		各資源回収ステーションへ持ち込む	随時	

※<sub>1</sub> オイルヒーターは有料戸別収集のみ

※<sub>2</sub> カセット式ガスボンベやスプレー缶類は、中身を使い切り、穴を開けずに「発火性危険ごみ」として排出を行う。ただし、諸事情で中身を使い切ることができない場合は、小牧市役所、各資源回収ステーションで回収を行う

※<sub>3</sub> 雑がみ以外の古紙・古布類は、集団回収方式で実施

## イ 市では収集しないごみ

区分	主なもの
一時多量ごみ	引越しごみ等、ごみ集積場を圧迫または収集に支障をきたすような多量のごみ <処理方法> ①ごみは小牧岩倉エコルセンター（有料）、資源は各資源回収ステーションへ持ち込む ②一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する
排出禁止物	①条例第27条第1項関連のもの (例) 自動車、プロパンガス等のガスボンベ類、バッテリー、オイル・塗料等の石油類、農業用機械器具、温水器、がれき、ピアノ等の重量物、耐火金庫、自動車専用タイヤ、エアバック、その他処理施設で適正処理が困難なもの <処理方法> 販売店又は専門処理業者へ処理を依頼する ②別にリサイクル処理制度が確立されているもの (例) テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電リサイクル法対象機器、二輪車（原付バイク・自動二輪車）、ボタン電池、消火器など <処理方法> 各種リサイクル処理制度に基づいて処理をする

## ウ その他

区分	排出方法	排出頻度
排出困難な独居高齢者等の資源・ごみ	申請に基づく戸別収集（こまやか収集）	週1回
地域清掃における落ち葉等	申請に基づく特別収集	随時

## (2) 事業系ごみ

区分	排出方法	排出頻度
燃やすごみ	①一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する ②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（有料）	随時
破碎ごみ		
粗大ごみ		
資源（剪定枝・食品残渣）	①一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する ②再生事業者へ持ち込む	

(3) し尿及びし尿浄化槽汚泥

区分	排出方法	排出頻度
し尿	し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者へ収集を依頼する	随時
し尿浄化槽汚泥		

5 ごみ・資源処理

(1) ごみ・資源

施設名称	所在地	施設の種類	対象とする廃棄物
小牧岩倉エコルセンター	野口2881番地9	ごみ溶融・破砕施設	燃やすしかないごみ、破砕ごみ、粗大ごみ 事業系ごみ
小牧市リサイクルプラザ	大草5786番地83	中間処理施設	空きびん、空き缶、ペットボトル、蛍光管類
第1資源回収ステーション	小牧原新田423番地	資源拠点回収施設	プラスチック類、空きびん、空き缶、 ペットボトル、金属類、発火性危険ごみ、 古紙・古布類、蛍光管類、廃食用油、 家庭系パソコン・携帯電話、羽毛ふとん
第2資源回収ステーション	大草5786番地83	資源拠点回収施設	プラスチック類、空きびん、空き缶、 ペットボトル、金属類、発火性危険ごみ、 古紙・古布類、蛍光管類、廃食用油、 剪定枝類、家庭系パソコン・携帯電話、 羽毛ふとん
第3資源回収ステーション	新小木四丁目29番地	資源拠点回収施設	プラスチック類、空きびん、空き缶、 ペットボトル、金属類、発火性危険ごみ、 古紙・古布類、蛍光管類、廃食用油、 剪定枝類、家庭系パソコン・携帯電話、 羽毛ふとん
環境センター最終処分場	林1821番地3	管理型最終処分場	埋立ごみ

(2) し尿及びし尿浄化槽汚泥

施設名称	所在地	施設の種類	対象とする廃棄物
小牧市クリーンセンター	東田中1237番地	し尿・し尿浄化槽 汚泥処理施設	し尿、し尿浄化槽汚泥

## 6 処理の方法

### (1) 家庭系ごみ・資源

区分		処理施設	処理方法
燃やすしかなないごみ (※1)		小牧岩倉エコルセンター	溶融処理 (スラグ、メタル回収)
破砕ごみ (※1)			破砕処理後、鉄類・アルミ類を取り出し、 残渣物は溶融処理
粗大ごみ			
資源	プラスチック類 (※1)	中間処理業者	選別、圧縮梱包後、再生事業者に引渡し
	空きびん (※1)	小牧市リサイクルプラザ	
	空き缶		
	ペットボトル (※1)		
	金属類 (※1)	再生事業者に引渡し	
	発火性危険ごみ (※1、2)		
	古紙 (※1)・古布類		
	雑がみ (※1)	中間処理業者	圧縮梱包後、再生事業者に引渡し
	蛍光灯類 (※1)	小牧市リサイクルプラザ	選別後、再生事業者に引渡し
	廃食用油 (※1)	再生事業者に引渡し	
	剪定枝類 (※1)		
	家庭用パソコン (※1) 携帯電話	認定事業者に引渡し	
	羽毛ふとん	再生事業者に引渡し	

(※1) 市の実施機関による行政活動に伴って発生したものを含む。

(※2) スプレー缶類から発生する廃液については、分離後焼却処理

### (2) 事業系ごみ

区分	処理施設	処理方法
燃やすごみ	小牧岩倉エコルセンター	溶融処理 (スラグ、メタル回収)
破砕ごみ		破砕処理後、鉄類・アルミ類を取り出し、 残渣物は溶融処理
粗大ごみ		
資源 (剪定枝・食品残渣)	事業者により再生事業者に引渡し	

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

区分	処理施設	処理方法
し尿	小牧市クリーンセンター	脱水処理後、汚泥は、小牧岩倉エコルセンターで熔融処理 分離液は、生物処理等を行い、下水道へ放流
し尿浄化槽汚泥		

7 排出見込み量

(1) 家庭系ごみ・資源

区分	見込み量 (t)
燃やすしかなないごみ	18,631
破碎ごみ	1,652
粗大ごみ	1,484
資源	7,723
合計	29,490

(2) 事業系ごみ

区分	見込み量 (t)
事業系ごみ (燃やすごみ・破碎ごみ ・粗大ごみ)	10,311
資源 (剪定枝・食品残渣)	4,569
合計	14,880

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

区分	見込み量 (kl)
し尿	1,060
し尿浄化槽汚泥	21,480
合計	22,540

## 8 一般廃棄物の減量化、資源化のための方策に関する事項

### 基本方針1 市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化及び適正処理の推進

#### 基本施策1-1 環境教育・環境学習の充実

- ① ごみ減量・資源リサイクルに関する副読本の作成・配布
  - ・ ごみの減量やリサイクルに関する内容を小学校の社会科で使用する副読本に掲載し、市内小学校の授業で活用することで、ごみの減量化等の意識向上を図る。
- ② 生涯学習まちづくり出前講座の実施
  - ・ 希望する団体へ職員を派遣し、ごみの分別やごみの減量等に関する内容の出前講座を実施することで、ごみの分別や減量化等の意識向上を図る。
- ③ 小中学生総合学習への職員派遣等の実施
  - ・ 市内の小中学校にて実施する総合学習や環境学習に対して、職員を派遣し、講座等を実施することで、ごみの減量化等の意識向上を図る。
- ④ ごみ処理施設等の見学会の実施
  - ・ ごみ処理施設等の見学を希望する小中学校の児童・生徒及び市民を対象として、ごみ処理施設等の見学会を実施することで、ごみの減量化等の意識向上を図る。

#### 基本施策1-2 情報提供の充実

- ① 広報こまきや各種パンフレット及びごみ分別アプリ等の活用
  - ・ 広報こまきを活用し、随時適切な情報提供を図る。
  - ・ 「資源・ごみの分け方と出し方」等のパンフレットのほか、分別方法等の各種情報について啓発動画を作成し、市公式YouTube等での配信及びホームページで公表することで、ごみの分別意識の向上を図る。
  - ・ 資源・ごみの出し方や収集日などを簡単に確認できるスマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」（7言語：日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語）（以下「さんあ〜る」という。）の利用を促進し、有効活用することで適切な情報提供を図る。
  - ・ Facebook や X（旧 Twitter）、LINE などの SNS 等を有効活用し、より広く情報発信をする。
- ② 外国人市民や転入者への情報提供の徹底

- ・ 外国人市民や転入者に対しては、転入手続時に「資源・ごみ収集カレンダー」や各種パンフレットのほか、指定ごみ袋（3種類、各2枚）を配布するとともに、「さんあ〜る」のダウンロードを促し排出方法等を周知し、ごみの分別意識の向上を図る。
  - ・ 上記以外の転入者で、市役所窓口等でパンフレットの配布ができない方に対しては、共同住宅の管理者等を通じて情報提供をし、意識啓発を図る。
  - ・ 外国人向けに基本的なごみ出しルールやごみ分別に関する啓発動画を作成し、市公式 YouTube 等で配信することで、ごみの分別意識や排出マナー向上を図る。
- ③ 啓発冊子「資源・ごみの分け方と出し方」等の作成
- ・ 資源・ごみの分別方法等を掲載した「資源・ごみの分け方と出し方」やそれをイラストなどで分かりやすくした「概要版」、具体的な品目から分別を確認できる「分別早見表」等の分別に関する情報を「さんあ〜る」等の電子媒体で配信及び必要に応じて紙媒体を配布することでごみの分別意識の向上を図る。
- ④ 事業者向け啓発冊子の作成
- ・ 事業者向けパンフレット「事業者の皆様へ」を活用し、民間再資源化施設を活用した再資源化の推進や廃棄物の適正処理を図る。
- ⑤ 小牧岩倉エコルセンターとの連携した事業者指導
- ・ 小牧岩倉エコルセンターにより市許可業者に対する搬入検査を行い、搬入検査の結果について、市へ情報提供を依頼する。搬入検査の結果から不適正事案を確認した場合は許可業者に対して指導を実施し、排出元事業者に対しても分別指導を行い、適正処理を図る。

### 基本施策 1 - 3 イベントの開催・支援

- ① 環境フェア、小牧市民まつり等でのごみ減量等の周知・啓発
- ・ 環境フェアや小牧市民まつり等のイベントにてごみの分別や意識啓発に関するブース出展等を行うことで、ごみの分別や意識向上等を図る。
- ② リユースイベントの開催
- ・ こども服及び絵本・古本のリユースイベントを開催することで、リユース事業「くる・くる・くるり」の定着とリユース意識の向上を図る。

## 基本施策 1 - 4 事業者・地域との連携

### ① 区（自治会）によるごみ集積場の設置・維持管理と市による指導

- ・ 区（自治会）における環境に関する取組を行う上で、地域の環境保全のリーダー的存在として活動することを目的に、区（自治会）にこまき環境保全推進員を配置し、委嘱する。
- ・ ごみ集積場の設置・維持管理は区や共同住宅の管理者等が担っており、市は、区からの要請に応じて地元ごみ集積場へ排出された不適正排出物を特別に回収し、不適正排出者又は共同住宅の管理者等へ指導を実施することで、地域と協働してごみ集積場の清潔保持を図る。また、ごみ集積場の管理に特に尽力した区へ感謝状贈呈を行う。
- ・ 区に対して「ごみ集積場維持管理交付金」や「ごみ集積場整備費補助金」を交付し、ごみ集積場に係る管理の支援を行う。また、区等からの希望があった場合には、必要に応じてカラスネットなどの必要資材を支給する。
- ・ 廃棄物適正処理指導員を配置し、ごみ集積場の巡回を行う。巡回時に不適正排出物を発見した場合、個人が特定できる場合は条例に基づき、不適正排出者や共同住宅の管理者等へ指導を行う。また、直接指導ができなかった不適正排出者に対しては、適宜文書指導や夜間指導等を行い、排出指導を徹底する。
- ・ 不適正排出の割合が高い共同住宅の居住者に対しては、条例に基づき、共同住宅の管理者等と連携して排出指導を徹底する。
- ・ 区（自治会）若しくはごみ集積場の管理責任者からの申請に応じてごみ集積場用不法投棄監視カメラの設置を行い、不適正排出の抑制を図る。

### ② 地域住民や事業者による地区大掃除やアダプトプログラム等の実施

- ・ 地域住民や事業者等が自主的に地区大掃除やクリーンアップ活動、アダプトプログラムへ積極的に参加し、市は活動の啓発やごみ袋などの物資の提供、ごみの収集を行うことで、協働して地域環境の保全及び美化を推進する。
- ・ 「ごみ散乱防止市民行動の日」において、ごみ散乱防止について市民等及び事業者の環境美化意識の向上と理解を深めるため、美化活動を開催し、幅広い世代に参加を呼び掛けるとともに、地域美化活動に特に尽力した団体等へ感謝状及び表彰状の贈呈を行う。

③ ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域の指定

- ・ 必要に応じてごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域の指定をする。現在指定している路上喫煙禁止区域については、路上シートや看板等での啓発、及び定期的な巡回による経過観察を行うとともに、当該区域の喫煙者に対しては必要な指導を行い、たばこ等のポイ捨て防止を図ることで環境美化を推進する。

**基本方針 2 5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進**

**基本施策 2-1 リフューズの推進**

① リフューズによるごみ発生抑制の周知・啓発

- ・ レジ袋等ごみになってしまうものの購入を控え、過剰包装を断るよう周知・啓発を行う。

② マイボトル、マイ箸等の活用推進

- ・ マイバッグ・マイボトル・マイカップ・マイ箸の活用を推進し、プラスチックごみの発生抑制を図る。

**基本施策 2-2 リデュースの推進**

① 使い捨てプラスチック製品等の使用削減の周知・啓発

- ・ 使い捨てプラスチックの使用削減について周知・啓発し、プラスチックごみの排出抑制を図る。

② 食品ロスの削減

- ・ 食材の使い切りや食べきりに関する情報発信を行うことで、食品廃棄物の削減を図る。
- ・ 食品廃棄物の削減を図るため、「てまえどり運動」や「mottECO」等の実施について検討する。
- ・ 食品ロス実態調査を行い、食品ロス量の把握に努め、調査結果をもとに、食品廃棄物削減の施策を検討する。

③ フードドライブ活動等の推進

- ・ フードドライブ活動をはじめ、食品廃棄物の発生抑制につながる取組を推進する。

④ エコクッキングの奨励

- ・ 市ホームページや広報等を活用し、ごみを出さない調理方法等の周知・啓発を行うことで、食品廃棄物の削減を図る。

⑤ 生ごみの水切りの推進

- ・ 生ごみの水切りに関する啓発品を配布する等、生ごみの水切り方

法等について周知・啓発を行い、ごみ減量を図る。

⑥ 生ごみ処理機器によるごみ減量化の支援

- ・ 生ごみ処理に関する情報を市民へ発信し、必要な世帯へ生ごみ処理機器購入費の一部を補助することでごみ減量化を図る。
- ・ 生ごみ処理機を持つ世帯に対して、生ごみ処理機を長く使用してもらい、ごみの減量を推進するほか、処理後の堆肥について有効利用できるよう施策を検討する。

⑦ 減量化等計画書を用いた減量化意識向上の推進

- ・ 多量排出事業者や大規模事業者等へ減量化等計画書の提出を義務付け、ごみの減量や古紙類及び食品残渣の再資源化の意識向上を図る。
- ・ 減量化等計画書の提出対象者ではない事業者に対して、会議や会合等の場においてごみの減量や古紙類及び食品残渣の再資源化について周知を行う。

## 基本施策 2-3 リユース・リペアの推進

① リユースによるごみ発生抑制の啓発

- ・ 使い捨て商品の購入等について控えるよう周知・啓発を行うことで、ごみ減量化を図る。
- ・ まだ使えるものを捨てようとする市民に対して、リユースを検討するよう周知・啓発を行うことで、ごみ減量化を図る。

② こども服、絵本・古本のリユースの推進

- ・ 児童館及びプラザハウス等において、こども服の引取と無償提供を行う。また、こどもを対象としたイベントで臨時特設コーナーを設置することで、ごみ減量化を図る。
- ・ プラザハウスにおいて、絵本・古本の引取と無償提供を行う。また、こどもを対象としたイベントで臨時特設コーナーを設置することで、ごみ減量化を図る。

③ 粗大ごみ等のリユースの推進

- ・ リユースプラットフォームを提供する民間事業者等との連携を行い、粗大ごみ等のリユースについて市民へ意識啓発を行い、ごみ減量化を図る。

④ 修理再生品の提供

- ・ 市で収集した廃棄予定の自転車をプラザハウスで修理し、修理再生品として市民に提供する。

## 基本施策 2-4 リサイクルの推進

### ① プラスチックリサイクルの推進

- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」を一括回収し再商品化を実施することで、再資源化率の向上と排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図る。
- ・ ペットボトルを水平リサイクルすることで、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図る。

### ② 雑がみ、剪定枝類等の資源分別の徹底

- ・ 出前講座や各イベント等で周知啓発を行い、ごみ分別の意識向上を図る。
- ・ 本来では雑紙として資源化できない金属等との複合物や感熱紙などの禁忌品を「雑がみ」として週1回収集を行い、更なる再生利用を図る。
- ・ クリーンアップ活動や地区大掃除で回収された落ち葉・草をごみ集積場に排出された剪定枝類と併せ、「資源」として「燃やすすかないごみ」とは別で収集し、剪定枝類の再資源化を図る。
- ・ 公用車を使用しない土曜・日曜日限定で剪定枝類運搬用の公用車の貸出を行い、剪定枝類の再資源化を図る。
- ・ 剪定枝粉碎機の貸出を行い、剪定枝の再資源化を図る。
- ・ リチウムイオン電池の分別について、市広報や SNS 等を活用して周知・啓発を行うことで分別を徹底し、発火事故を抑制する。

### ③ 資源回収の奨励

- ・ 子ども会等の資源回収団体が再生利用可能な廃棄物（雑紙、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布・古着類）の自主回収を行った場合に、奨励金を交付することで再資源化意識の向上を図る。
- ・ 資源回収団体のうち特に尽力した団体等へ感謝状贈呈を行うことで資源回収の意欲を高め、古紙古布類の再資源化を図る。
- ・ ごみ集積場に排出された雑がみ以外の古紙・古布について、集団回収方式により、区へ売却益の還元を行うことで分別意識の向上を図る。

### ④ 民間再資源化施設への食品残渣や剪定枝類などの搬入促進

- ・ 小牧岩倉エコルセンターへの食品残渣や剪定枝類の搬入を一部制限し、民間再資源化施設を積極的に活用することで再生利用を推進する。

- ・ 減量化等計画書の実績報告に基づき各事業者を訪問し、ごみの発生抑制や再資源化について指導・啓発を行う。
- ⑤ 古紙類の民間再生事業者への誘導など多様な方法による資源の回収
  - ・ 小牧岩倉エコルセンターへの古紙類の搬入を制限し、民間再生事業者への誘導を図る。また、事業系古紙については、機密文書や禁忌品の再生利用が進んでいないと考えられることから、再資源化を推進する為、新たな古紙の回収方法を検討する。
- ⑥ 中間処理での資源回収・有効利用
  - ・ 小牧岩倉エコルセンターにおいて、処理後に発生する残渣物のうち資源となるものについては、積極的に有効利用を図る。
- ⑦ 発電などの余熱利用によるエネルギーの有効利活用
  - ・ 小牧岩倉エコルセンターにおいて、熔融処理時に発生する余熱を利用した発電を行い、外部への売電や市の施設へ電力を供給するなど有効利用を図る。
- ⑧ 再資源化における先進的な取組の研究
  - ・ 燃やすしかなないごみの多くを占める生ごみや紙おむつ等の再資源化について、先進都市の事例を調査・研究を行う。
- ⑨ 循環経済への転換に向けた普及・啓発
  - ・ 廃食用油のSAFへの資源化や食品リサイクルの過程から発生する再生可能エネルギーの導入等、循環経済への転換に向けた施策を市が積極的に実施し、民間事業者等へ普及できるよう啓発を行う。

### 基本方針 3 柔軟で経済的なごみ処理システムの構築

#### 基本施策 3-1 ごみ排出の対応

- ① ごみの分別品目及び収集運搬方法の適宜見直し
  - ・ 社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、適宜収集・処理体制の見直しを行い、安定的な収集、適正なごみ処理の実施及び市民の排出利便性向上を図る。
- ② 高齢者等に対応したごみ支援サービスの充実
  - ・ ごみ集積場の配置について区や共同住宅の管理者等と調整を図り、適切な配置に努める。
  - ・ 独力でごみ等の排出が困難な高齢者などの世帯に対して、「こまやか収集」を実施する。
- ③ 再資源化可能なごみの周知の推進

- ・ 雑がみや剪定枝類などの再資源化可能な廃棄物について、本市の「燃やすしかないごみ」ではなく「資源」として排出するよう、周知・啓発を図る。

### 基本施策 3-2 適正なごみ処理施設の運転管理

- ① ごみ処理施設の計画的な補修・整備
  - ・ リサイクルプラザ及び小牧岩倉エコルセンターについて、計画的な補修・整備を行うことにより施設の延命化及び適正な運転を図る。
  - ・ 小牧市クリーンセンターについて適切な補修整備を行うとともに、施設の更新について検討する。
- ② 最終処分場の維持管理
  - ・ 環境センター処分場において、公害防止計画に基づき、水質などの測定を行い生活環境の保全を図る。
  - ・ 5Rに係る各種施策の実施、溶融処理などによるごみの資源化により、埋立量の削減を図る。
- ③ 大気汚染物質等の定期測定結果の公表
  - ・ 小牧岩倉エコルセンターにおいて、ごみ処理施設から発生するダイオキシン類などの大気汚染物質濃度等の測定・公表を行う。また、その結果をホームページ等に掲載し、施設やごみ処理に対する理解が得られるように努める。

### 基本施策 3-3 社会情勢等を踏まえた収集・処理体制の整備

- ① 今後のごみ処理広域化・集約化への対応検討
  - ・ 愛知県が策定する「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」の意向を踏まえ、次期ごみ処理施設の更新について検討をする。

## 9 食品ロス削減のための方策に関する事項

### 1) 啓発活動の推進

- ① 小中学校総合学習への職員派遣等
  - ・ 食品ロス削減に関する啓発内容を小学校で使用する副教材等へ掲載し、食品ロス削減の意識向上を図る。
  - ・ 必要に応じて小中学校へ職員を派遣し、出前講座等を通して若年世代の意識向上を図る。
- ② 市広報、SNS等による食品ロス削減の取組推進、周知・啓発

- ・ 10月の食品ロス削減月間などに広報やSNS等を活用し、「てまえどり運動」等の食品ロス削減に関する情報発信を行い、食品ロス削減を図る。
  - ・ 出前講座で食品ロス削減に関する情報を発信するとともに、食品ロス削減に関する啓発品を配布するなどし、食品ロス削減に関する意識向上を図る。
  - ・ 食品ロスの実態調査を行い、食品ロス量の公表を行うことで市民一人一人の食品ロス削減に関する意識向上を図る。
- ③ フードドライブ活動等の推進
- ・ フードドライブ活動をはじめ、食品廃棄物の発生抑制につながる取組を推進する。

## 2) 家庭系食品ロスの削減

### ① エコクッキングの奨励

- ・ 市ホームページや広報等を活用し、ごみを出さない調理方法等の周知・啓発を図ることで、食品ロスの削減を図る。

### ② 食品ロス削減のためのエコレシピの周知・啓発

- ・ 食材廃棄の少ないエコレシピや余った料理をリメイクするアレンジレシピの周知・啓発を図ることで、食品ロスの削減を図る。

### ③ 生ごみ処理機器によるごみ減量化の支援

- ・ 生ごみ処理機器の活用に関する情報を市民へ発信し、必要な世帯へ生ごみ処理機器購入費の一部を補助することでごみ減量化を図る。
- ・ 生ごみ処理機を持つ世帯に対して、生ごみ処理機を長く使用してもらい、食品廃棄物の削減を推進するほか、処理後の堆肥について有効利用できるよう施策を検討する。

## 3) 事業系食品ロスの削減

### ① 事業者と連携した食品ロス削減の仕組みづくりの検討

- ・ 環境省が提唱する食品ロス削減の取組「mottECO」について、事業者との連携を踏まえ、導入について検討する。
- ・ 他市の先進的な事例等について調査・研究し、食品ロス削減のための仕組みづくりを検討する。

### ② 未利用食品の活用

- ・ 市を含め、更新時期を迎える災害時用備蓄食料等をフードバンク

団体などに寄附するよう、呼びかけることで、食品ロス削減を図る。

③ 民間再資源化施設への食品残渣の搬入促進

- ・ 小牧岩倉エコルセンターへの食品残渣の搬入を一部制限し、民間再資源化施設を積極的に活用することで再生利用を推進する。
- ・ 飲食業者が集まる会合等で再資源化施設の紹介等を行い、食品残渣の再資源化を推進する。

10 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

① 一般廃棄物収集運搬業の取扱い

一般廃棄物は、自区内処理が原則となっているところ、本市で発生する一般廃棄物は、既存の収集運搬許可業者で十分に収集運搬を行うことが可能であることから、新規許可は出さない。ただし下記の場合においてはこの限りではない。

- ・ 岩倉市内で発生した一般廃棄物を、小牧岩倉衛生組合の処理施設で積み下ろす場合
- ・ 本市以外で発生した一般廃棄物を本市にある民間の一般廃棄物処理施設、または資源有効利用促進法、その他リサイクル法等で規定する指定取引場所で積み下ろす場合
- ・ 本市で発生した一般廃棄物を、本市以外にある民間の一般廃棄物処理施設で処理する方が適当であると認める場合

② 小牧市クリーンセンター搬入許可

市内から排出されるし尿及びし尿浄化槽汚泥の搬入量が施設の処理能力（67.8KL/日）の上限に達するおそれがあることから、ディスポーザ排水処理槽汚泥の受入れは行わない。また、搬入量が施設の処理能力を超える場合は、他市町村と受入れについて協議を行う。